

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十九号

#### 広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。以下この項において「法」という。

）の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。